

静岡県労政会館

指定管理者募集要項

令和6年9月

静岡県経済産業部
就業支援局労働雇用政策課

目 次

1	施設の概要	1
2	設置目的	1
3	指定管理者が行う業務の範囲	1
4	指定期間	2
5	管理の基準・業務水準	2
6	県と指定管理者の管理・責任分担	2
7	県が支払う指定管理料	3
8	指定管理者募集に関する事項	
(1)	スケジュール	3
(2)	申請資格	4
(3)	申請者の制限	5
(4)	申請の手続	5
(5)	留意事項	6
(6)	申請書類の取扱い	6
(7)	申請に当たっての費用負担	7
9	指定管理者の候補の選定及び指定	7
10	協定に関する事項	8
11	自主事業	9
12	事業報告に関する事項	9
13	事業の適正な実施に関する事項	9
14	業務の引継ぎについて	10
15	期間評価結果の次期指定管理者選定にあたっての反映について	11
16	問い合わせ先及び申請書類提出先	11
様式 1	参加申込書	12
様式 2	質問書	13
様式 3	指定管理者指定申請書	14
様式 4	事業計画書	15
様式 5-1、5-2	収支予算書	24
様式 6	委任状	28
様式 7	誓約書	29
別表 1	業務区分表	30
別表 1-2	リスク分担表	31
別表 2	情報提供の内容	32
参考 1～参考 6	積算参考資料	33

静岡県労政会館指定管理者募集要項

静岡県労政会館（以下「会館」という。）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2第3項及び静岡県労政会館の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

なお、沼津労政会館、静岡労政会館及び浜松労政会館の3施設は、会館の効率的運営や利用者の利便性の向上を図るため、一括管理とします。

1 施設の概要

名称	沼津労政会館		静岡労政会館		浜松労政会館	
所在地	沼津市高島本町1-3		静岡市葵区黒金町5-1 静岡県勤労者総合会館内		浜松市中央区東伊場2-7-1 浜松商工会議所会館内	
敷地	1,989 m ² (県有地)		2,315 m ² (県有地)		9,905 m ² (私有地)	
構造	鉄筋コンクリート造 3階建		鉄骨鉄筋コンクリート造 6階建地下1階		鉄筋コンクリート造 10階建	
建築面積	480.55 m ²		929.40 m ²		2,103.08 m ²	
延床面積	1,257.59 m ²		5,833.80 m ²		9,295.74 m ²	
施設内容	ホール	224 m ²	ホール	398.15 m ²	第1会議室	133.18 m ²
	第1会議室	112 m ²	第1会議室	50.42 m ²	第2会議室	71.53 m ²
	第2会議室	72 m ²	第2会議室	50.40 m ²	第3会議室	66.59 m ²
	第3会議室	48 m ²	第3会議室	52.64 m ²	第4会議室	71.53 m ²
	第4会議室	30 m ²	第4会議室	47.02 m ²	第5会議室	48.33 m ²
	日本間	10畳	第1研修室	47.02 m ²		
			第2研修室	47.02 m ²		
			視聴覚室	94.05 m ²		
			展示室	102.72 m ²		
			日本間	15畳		
駐車場	54台		18台		120台	
建設費	総額 84,136千円		総額 1,406,234千円		総額 4,004,450千円	
設置年度	S30.10 開設（三枚橋平町） S48.4 移転新築（現在地）		S27.4 開設（昭和町） S38.8 新築（春日町） S60.10 移転新築（現在地）		S29.9 開設（東田町） S45.10 改築（東田町） H 6.1 移転新築（現在地）	

2 設置目的

労働者の福祉の増進に寄与することを目的として、沼津市、静岡市及び浜松市に会館を設置しています。

3 指定管理者が行う業務の範囲

会館における指定管理者の業務の範囲は次のとおりです。

(1) 会館の利用の承認、利用の承認の取消し、利用制限等に関する業務

会議室、ホール等の利用申込みに対して条例や規則に基づいて利用の承認等を行う業務です。

- (2) 会館の利用に係る料金の設定及び収受に関する業務
利用料金は、条例に定める額の範囲内であらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定め、利用の許可に当たり、利用料金を納期限までに収受する業務です。指定管理者は、指定期間内に収受した利用料金に限り、自らの収入とすることができるものとします。
- (3) 施設（附帯設備及び物品を含む。）の維持管理に関する業務
施設の維持修繕、各種設備点検等の業務です。
なお、静岡労政会館については、勤労者総合会館共用部分の維持管理も含まれます。
- (4) 共益費の収受及び支払に関する業務
静岡県勤労者総合会館の入居団体（以下、「入居団体」という。）から、光熱水費及び会館の維持管理上必要な業務委託料を共益費として徴収し、供給業者等へ料金を支払う業務です。
- (5) その他条例第 11 条第 2 項各号に掲げる業務

4 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（5 年間）

5 管理の基準・業務水準

指定管理者は、会館の機能を充分理解した上で、施設の適正な管理を確保しつつ、利用者に対するサービスの質の向上を図っていくため、会館の管理運営に当たっては、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- ・ 利用者の意見を運営に反映させ、利用者サービスの向上に努めること。
- ・ 指定管理者は、善良なる管理者の注意を持って管理運営業務を行うこと。
- ・ 県や入居団体等と緊密に連携を図りながら業務を実施し、会館の機能のより一層の進展を図ること。
- ・ 労働関係者の会議室の優先利用に配慮し、利用者数の増加に努めること。
- ・ 施設の適切な管理と公立的な運営に心掛け、管理運営経費の削減に努めること。
- ・ 経営努力目標（過去 10 年間の実績を元に、令和 11 年度末の達成を目指す目標値）
3 館全体の会議室利用率 56.0%以上

※ 詳細については、別添「静岡県労政会館指定管理者業務基準」（以下「業務基準」という。）を参照してください。

6 県と指定管理者の管理・責任分担

県と指定管理者の管理・責任分担は、「**県及び指定管理者の業務区分表**」（別表 1）及び「**県及び指定管理者のリスク分担表**」（別表 1-2）のとおりとします。

ただし、当該区分表で定める事項で疑義がある場合又は当該区分表に定めのない事項について、業務運営に関するものは、指定管理者の責任とすることを原則として、県と指定管理者が協議の上決定することとします。

(1) リスク管理に関する事項

事故、火災による施設の損傷及び被災者に対する責任は、原則として、指定管理者によるものとします。ただし、施設の瑕疵による場合は、県も原因の程度に応じて責任を

負うものとしします。

なお、指定管理者は、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに県に報告しなければならないものとしします。

(2) 事業の継続が困難となった場合における措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により適切な管理運営が困難となった場合、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理運営の継続が困難と認められる場合は、県は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命じることができるものとしします。県が指定管理者の指定を取り消した場合、指定管理者は、協定書で定める違約金を県に支払うほか、県に生じた損害を賠償するものとしします。

イ 不可抗力等による場合

災害その他の不可抗力等県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により管理運営の継続が困難となった場合、県と指定管理者は管理運営の継続の可否について協議を行うものとしします。なお、その結果事業の継続が困難であると判断した場合は、県は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命じることができるものとしします。

(3) 保険加入に関する事項

「施設の特性を踏まえて保険に加入するだけのリスク管理が必要か否か」、「どのようなリスクに対応する保険が必要なのか」を検討し、必要な保険に加入してください。

この場合、賠償責任保険に加入する際には、被保険者に「静岡県」も加え、県が法律上の賠償責任を負担する事故等による損害に対し、保険金が支払われるようにしてください。

なお、指定管理者が被害が最小限となるように迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに県に報告するものとしします。

7 県が支払う指定管理料

県が支払う指定管理料は、指定期間中の各年度の支払額及び支払時期を協定書に定め、年度ごとに支払います。各年度の指定管理料は、次の額を上限として**事業計画書（様式4）**において提示のあった額に基づき、県の予算の範囲内で、協議の上決定します。

指定管理料上限額 28,700 千円（消費税及び地方消費税相当額を含みます。）

(注) 当該事業により発生する公租公課（例：事業所税）は、協定書に定めがある場合を除き、指定管理者の負担となります。

8 指定管理者の募集に関する事項

(1) スケジュール

ア 募集要項等の配布

(ア) 配布期間：令和6年9月6日（金）から9月13日（金）までの間の平日
午前8時30分から午後5時まで

(イ) 配布場所：静岡県経済産業部就業支援局労働雇用政策課（県庁東館7階西側）
※県ホームページからダウンロードすることも可能です。

イ 説明会 ※募集要項等をお持ちください。

(ア) 開催日時：令和6年9月17日（火）午前10時から

- (イ) 開催場所：静岡労政会館（4階会議室）
- (ウ) 参加人数：各法人等2名以内（グループ申請の場合は、グループ全体で2名以内）
- (エ) 申込方法：**参加申込書（様式1）**に必要な事項を明記の上、持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかで、16の「問い合わせ先及び申請書類提出先」（以下「提出先」という。）へ9月13日（金）午後5時までにお申し込みください。

（注1）指定管理者に応募しようとする場合は、必ず説明会に出席してください。

（注2）会館の駐車場は利用できませんので、できるだけ公共交通機関でお越しください。

ウ 施設見学（※希望者のみ・静岡労政会館は説明会当日に実施）

- ・沼津労政会館：9月20日（金）　・浜松労政会館：9月18日（水）
- ・開催時間：両会館ともに午前9時30分から1時間程度（別途相談可）

（注）できるだけ公共交通機関でお越しください。

エ 募集に関する質問

(ア) 受付期間：令和6年9月17日（火）説明会終了後から9月25日（水）午後5時まで

(イ) 提出方法：**質問書（様式2）**に記入の上、持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかで、「提出先」まで受付期間内に提出してください。

（注1）いずれの場合も、9月25日（水）午後5時必着とします。

（注2）募集要項等の内容に関する質問及びその回答は、その後の提案の内容や審査事項に反映されることから、電話、口頭による質問は受け付けません。

(ウ) 回答日：令和6年9月26日（木）（予定）まで随時

(エ) 回答方法：質問者及び説明会参加者全員に、電子メール又はFAXにて回答します。
※質問及びその回答は、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると県が認めたものを除き、県ホームページでも公開します。

オ 申請書類の受付

(ア) 受付期間：令和6年9月30日（月）から10月7日（月）までの間の平日
各日午前8時30分から午後5時まで（持参の場合）

(イ) 提出方法：「提出先」まで持参又は郵送してください。

（注）いずれの場合も、10月7日（月）午後5時必着とします。

カ 選定審査会

(ア) 開催日時：令和6年10月17日（木）午前中（予定）

(イ) 開催場所：県庁西館4階第1会議室A

（注1）詳細については、申請者へ別途通知します。

（注2）内容については、9の「指定管理者の候補の選定及び指定」のとおりです。

(2) 申請資格

ア 法人、その他の団体（以下「法人等」という。）とします。なお、法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。

イ 複数の法人等により構成されるグループ（以下「グループ」という。）による申請の場合は、次の事項に留意してください。

(ア) グループで申請する場合は、代表となる法人等を定めてください。

(イ) 他の法人等は、当該グループの構成員として扱います。

(ウ) 単独で申請した法人等は、グループの構成員となることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。

(3) 申請者の制限

次のいずれかに該当する法人等又は次のいずれかに該当する法人等が構成員となっているグループは、申請者となることはできません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 静岡県から指名停止措置を受けている者

ウ 直近3年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

オ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等（平成17年6月改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及び開始命令がされている法人等を含む。）

カ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産の申立て（同法附則第3条によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更正の申立てを含む。以下「更正手続開始の申立て」という。）がなされている者（ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更正計画の認可の決定（旧更正事件に係る旧法の規定に基づく更正計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更正手続開始の申立てをしなかった者又は更正手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。）

ク 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てがなされている者

ケ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、同法第33条第1項に定める再生手続開始が決定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。）

コ 静岡県労政会館指定管理者選定審査会委員と資本面で関連のある者

(4) 申請の手続

申請時には、次に掲げる書類を提出してください。

なお、県が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。

① 提出部数：原本1部、副本10部

② 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（様式3）

イ 会館の指定管理に関する事業計画書（様式4）

ウ 会館の指定管理に関する収支予算書（様式5-1、様式5-2）

エ 関係書類（グループ申請の場合は、構成員となる全ての法人等のもの）

- (ア) 法人等の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (イ) 法人等の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
- (ウ) 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合にあっては、外国人登録証明書の写し）
- (エ) 直近3年分の法人等の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- (オ) 直近3年分の納税証明書（(3)ウに掲げる税目に係るもの。法人都道府県民税及び法人事業税については、静岡県（静岡県内に事業所がある場合）及び主たる事務所のある都道府県のもの）
- (カ) 法人等の役員名簿及び履歴書
- (キ) 公の施設又はこれに類する施設の管理に関する業務実績を記載した書類（実績がない場合及び事業計画書（様式4）に記載した内容で足りる場合は、添付不要）
- (ク) 誓約書（様式7）

オ グループ申請の場合は、構成員を記載した書類、グループ協定書の写し及び委任状（様式6）、印鑑証明書（構成員が法人でない場合）

(5) 留意事項

申請者が次の要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

- ア 8(3)の申請者の制限に掲げる事項に該当すると判明した場合
- イ 複数の事業計画書を提出した場合
- ウ 申請者又は申請者の代理人その他の関係者が9(1)の指定管理者選定審査会委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与する等、自らを有利にし、又は他の申請者を不利にするように働きかけた場合
- エ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- オ 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- カ 申請書類提出後に事業計画書の内容を変更した場合
- キ 県が支払う指定管理料について、事業計画書において、県が示している上限額を超える額を提示した場合
- ク その他不正な行為があったと県が認めた場合

(6) 申請書類の取扱い

ア 著作権等

申請者から提出された申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、指定管理者候補者選定結果の公表に必要な場合その他県が必要と認める場合、県は、指定管理者候補者の申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。また、指定管理者候補者選定結果の公表に必要な範囲で、その他の申請者の申請書類の一部を無償で使用できるものとします。

また、提出された書類は静岡県情報公開条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き公開されることがあります。

イ 特許権等

申請書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される権利を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

ウ 提出書類の使用言語

提出書類の作成に当たっては、日本語を使用してください。

エ 返却

指定管理者に指定された者以外の申請書類は、希望があれば指定管理者指定手続終了後、申請者に返却します。なお、返却するのは、原本のみです。

オ 申請の辞退

申請書類を提出後、辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

カ グループ申請の取扱い

グループ申請の場合、代表団体及び構成団体の変更は認めないものとします。

(7) 申請に当たっての費用負担

申請に当たっての費用は、申請者の負担とします。

9 指定管理者の候補の選定及び指定

(1) 選定審査会による審査

令和6年10月17日（木）午前中（予定）に、次の委員で構成する指定管理者選定審査会において、申請書類の内容及びヒアリングにより審査し優秀者を選定します。

（審査会委員）

氏名	所属・役職
大石真裕	一般財団法人静岡経済研究所調査部主席研究員
田中 啓	公立大学法人静岡文化芸術大学文化政策学部教授
平野雅彦	静岡県広報業務アドバイザー
増田徳好	一般社団法人静岡県中小企業診断士協会顧問・中小企業診断士
土屋善久	静岡県労働金庫執行役員兼総務人事部長

(2) 審査基準

審査項目及び配点は、次のとおりです。

基準	項目	配点
1 県民の平等利用の確保	県民の平等利用の確保や労働関係者に対する優先使用の取組	配点なし (注)
2 安定した経営基盤及び利用料金の設定	①法人等の財務・経営状況 ②利用料金の設定	10
3 指定管理業務を遂行する能力	①同種の施設の管理運営実績 ②指定管理に係る人員配置 ③施設の維持管理等に対する取組 ④個人情報の保護に関する措置	30
4 サービス向上、利用増進に関する計画	①利用者に対するサービス向上策 ②利用増進のための取組 ③利用者とのトラブル等への対応 ④地域への貢献及び勤労者福祉増進の取組	50
5 指定管理料の金額	指定管理料（県が支払う指定管理料）計画額	10
小 計 ①		100
6 期間評価による加点	現指定管理者への評価	5

小 計 ②	5
合 計 ①+②	105

(注) 平等利用の確保が達成できないと見込まれる場合は失格とします。

(3) 審査結果の通知及び公表

令和6年11月中旬頃、審査会での優秀者の選定結果に基づき、知事が指定管理者候補者を選定します。指定管理者候補者の選定結果は、選定後速やかに申請者に書面で通知するとともに、県ホームページで公表します。

なお、指定管理者制度導入に係る情報提供については、「静岡県労政会館への指定管理者制度導入に係る情報提供の内容」(別表2)のとおりです。

(4) 指定管理者の指定

令和6年12月下旬頃、県議会の議決を経て指定管理者を指定します。

※申請者の中に指定管理者としてふさわしいと県が認める者がいなかった場合は、この募集に基づく指定管理者の指定は行わないものとします。

10 協定に関する事項

令和7年3月下旬までに、指定管理者と県との間で細目について協議し、令和7年4月1日付けで協定を締結します。

なお、協定の概要は、次のとおり予定しています。

(1) 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(2) 利用承認に関する事項

会館の利用承認、取消し等を行うことができます。

(3) 利用料金に関する事項

条例に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、利用料金を定めることができます。

指定期間内に收受した利用料金(指定期間終了後の会館の利用に係るものを含む。)に限り、自らの収入にできるものとします。

(4) 利用料金の減免に関する事項

静岡県労政会館管理運営要領(平成18年3月28日商工労働部長通知)に定める場合
に限り、利用料金の減免をすることができます。

(5) 共益費の徴収に関する事項

静岡県勤労者総合会館の入居団体から、共益費(電気・水道・ガスの使用(光熱水費)及び会館の維持管理上必要な設備保守、清掃、警備その他の外部委託業務(業務委託料)に要する経費について、入居団体の居室面積に応じて算定した額)を毎月徴収し、供給業者等に支払うものとします。

(6) 個人情報の保護に関する事項

指定管理者は、会館の管理に関する業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

また、その業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはなりません。(個人情報の保護に関する法律第66条)

(7) 指定の取消し等に関する事項

知事は、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者が知事の指示に従わないときや当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

(8) 業務区分、リスク管理に関する事項

県と指定管理者の管理・責任分担は、「**県及び指定管理者の業務区分表**」(別表1)及び「**県及び指定管理者のリスク分担表**」(別表1-2)のとおりとします。指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって会館を常に良好な状態に管理するものとします。

(9) 指定管理料の支払いに関する事項

県が支払う指定管理料は、指定期間中の各年度の額を協定書に定め、年度ごとに支払います。各年度の支払時期及び次年度以降の支払額は、協議の上決定します。

11 自主事業

本業務の実施を妨げない範囲において、労働者の福祉の増進に寄与するという会館の設置目的を踏まえつつ、自主的な財源の確保のために自主事業を行う場合は、指定管理者の責任と費用により行うものとし、あらかじめ、県に事業計画書を提出し、承諾を得るものとします。

12 事業報告に関する事項

(1) 事業報告書の提出

毎年度終了後30日以内に、下記の事項を記載した事業報告書を提出してください。

- ア 会館の管理運営に関する業務(以下「業務」という。)の実施状況
- イ 業務に係る収支状況
- ウ 会館の利用状況
- エ その他知事が必要と認める事項

(2) 中間事業報告書等の提出

毎年度10月末までに、4月から9月までの会館の管理運営の状況について、(1)アからエまでに掲げる事項を記載した中間事業報告書を提出してください。

(3) 月次報告書の提出

毎月10日までに、下記の事項を記載した前月分の月次報告書を提出してください。

- ア 会館の利用状況及び管理状況
- イ 利用料金収入
- ウ その他知事が必要と認める事項

(4) 報告書の内容の調査等

その他必要に応じて、知事は、指定管理者に対しその管理の業務及び経理の状況に関して報告を求めることがあります。また、必要に応じて施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行うことがあります。

13 事業の適正な実施に関する事項

(1) 第三者への委託

全ての業務を一括して第三者へ委託する場合を除き、個々の具体的業務を第三者に委

託することは差し支えありません。

(2) 法令等の遵守

管理運営業務を行うに当たっては、本募集要項及び次に例示する法令等のほか、会館の管理運営を行う上で必要な法令等を遵守してください。

- ア 地方自治法、同法施行令
- イ 静岡県労政会館の設置及び管理に関する条例
- ウ 静岡県労政会館の設置及び管理に関する条例施行規則
- エ 個人情報保護に関する法律
- オ 静岡県労政会館管理運営要領
- カ 消防法、水道法その他の施設・設備の維持管理及び保守点検に関する法令
- キ 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法ほか労働関係法規

(3) 事業評価

県は、有識者等で構成する「静岡県労政会館指定管理者評価委員会」を設置して、指定管理者が行う管理運営業務等に対する評価及び助言を行い、結果を公表します。

なお、県が別添「**業務基準**」を満たしていないと判断した場合は、指定管理者に対して業務改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、県は指定管理期間中でもその指定を取り消すことができます。

(4) モニタリング等の実施

指定管理者は、来場者の利用動向や意向・意見等を把握するため、独自のアンケート調査や、利用者との意見交換会などを実施し、以後の施設の管理運営に反映させるものとします。モニタリング等の実施に当たっては、内容について県と協議を行うものとします。

(5) 環境に配慮した取組

指定管理者は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、静岡県が定める実行計画に沿って、温室効果ガスの排出量の削減に努めていただくとともに、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づいて行う年間エネルギー使用量の報告など、必要な事務を行っていただきます。

また、環境に配慮した商品・サービスの購入を推進し、廃棄にあたっては資源の有効活用や適正処理を図ることや施設の利用者に対して環境の保全に関する情報提供に努めていただきます。

14 業務の引継ぎについて

(1) 指定期間開始前に現指定管理者が行った指定期間中の施設の利用承認及び受付けた施設の利用申請（利用予約を含む。）、その他必要なデータについては、原則として現指定管理者から引き継いでいただきます。

(2) 指定期間が終了したとき又は指定が取消されたときは、施設を指定期間開始時の状態に復して、次期指定管理者又は県に引き継いでいただきます。業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供していただきます。

(3) 次期指定管理者が現指定管理者と異なる者となった場合、令和7年1月の指定管理者指定の公示後から令和7年3月31日までの間に引継ぎを行ってください。なお、引継ぎ及び業務の準備のために発生する費用は、次期指定管理者の負担とします。

15 期間評価結果の次期指定管理者選定にあたっての反映について

指定管理者のモチベーションの向上と一層の経営努力の発揮を目的に、管理実績に対する評価の結果が優秀と認められる指定管理者を優遇する仕組みを導入します。

今回の選定を経て指定された指定管理者が、静岡県労政会館の次回指定管理者選定公募(令和11年度予定)に応募する場合、次期指定期間の最終年度に実施する期間評価(評価対象:令和7年4月1日～令和11年3月31日の4年間の管理実績)の結果が、次回の指定管理者選定の際に加点されます。

加点の方法は下表のとおりです。

期間評価の結果	次回選定時における加点割合(上限)
優	選定時総配点の10%以内
良	選定時総配点の5%以内

16 問い合わせ先及び申請書類提出先

〒420-8601

静岡市葵区追手町9番6号

静岡県経済産業部就業支援局労働雇用政策課労働政策班(県庁東館7階西側)

電話:054-221-2338

FAX:054-271-1979

電子メール:roudou-koyou@pref.shizuoka.lg.jp

(注1) 本募集要項中の「利用料金」とは、条例第15条に定める利用料金をいいます。

(注2) 本募集要項中の「年度」とは、毎年4月1日から翌年3月31日までをいいます。

様式1

参 加 申 込 書

静岡県労政会館における指定管理者の募集に係る説明会に参加したいので申し込みます。

令和 年 月 日

静岡県知事 様

(提出者) 住 所

法人等の名称

代表者の氏名

(担当者) 担当部署

氏 名

電話番号

F A X

E-mail

○説明会出席者名簿

担 当 部 署	氏 名

グループ申請の場合は、担当部署の欄に所属する法人団体等の名称を併せて記入してください。

※施設見学参加会場(○印をしてください。)

沼津労政会館	
浜松労政会館	

様式2

質 問 書

法人等の名称

(担当者) 担当部署

氏 名

電話番号

F A X

E-mail

質問事項	質問内容

※質問事項の欄には、質問の対象となる記述の記載箇所を記載してください。

(例：募集要項〇ページ〇行目、〇〇に関する部分)

様式3 (用紙 日本産業規格A4縦型)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

主たる事務所の所在地

申請者 名称

代表者の氏名

静岡県労政会館の管理に関する業務を行いたいので、静岡県労政会館の設置及び管理に関する条例第12条第1項の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあつては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し
(代表者が外国人である場合にあつては、外国人登録証明書の写し)
- 4 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
- 5 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 6 その他知事が必要と認める書類

<p>3 指定管理業務を遂行する能力</p>
<p>(1) 同種の施設の管理運営実績 実績がある施設については、適宜参考資料を添付してください。</p>
<p>(2) 指定管理に係る人員配置</p> <p>①施設ごとに、人数、役職、資格、勤務形態等が明確になるように、組織図、一覧表等を利用して記載してください。また、同種の施設の従事経験がある者についてはその旨を明示してください。</p> <p>②職員の教育研修体制について記載してください。</p>

※ 必要に応じて、別紙を添付してください。

(3) 施設の維持管理等についての取組

①施設の清掃、警備、設備保安業務等について、業務ごとに実施内容・回数等を、一覧表等を利用して記載してください。

また、法に基づく点検・作業等を上回る取組を計画している場合は、その内容を記載して下さい。

②施設の補修・修繕等への対応について記載してください。

③地震、火災等の災害に対する対策を記載してください。

(4) 個人情報に関する保護措置

個人情報に関する保護措置を記載してください。

※ 必要に応じて、別紙を添付してください。

4 サービス向上、利用増進に関する計画

(1) 利用者に対するサービス向上策

サービス向上策について、現状の課題を示しつつ、利用者の満足度を高めるための取組を具体的に記載してください。(別添「業務基準」の資料2を参考に、受付開始期日、受付時間、利用料金の支払期限等について提案がありましたら、ここに記載してください。)

(2) 利用増進のための取組

利用増進のための取組を具体的に記載してください。また、労働者のスキルアップ等に資する自主事業について、提案してください。

※ 必要に応じて、別紙を添付してください。

(3) 利用者とのトラブル等への対応

利用者からの苦情やトラブルに対する対応策を記載してください。

(4) 地域への貢献及び勤労者福祉増進の取組

公の施設の管理者として、地域への貢献を果たすとともに、施設の設置目的である勤労者福祉の増進を図るために必要な方策を記入してください。

※必要に応じて、別紙を添付してください。

5 指定管理料の金額
指定管理料（県が支払う指定管理料）計画額と、その設定の考え方について記載してください。

※必要に応じて、別紙を添付してください。

(様式4の付表) 設定予定の利用料金額

○沼津労政会館

区 分		利 用 料 金					
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
ホール	労働関係者 使用の場合	3,770円 ()	4,980円 ()	6,020円 ()	8,020円 ()	9,900円 ()	13,050円 ()
	その他の 場 合	4,400円 ()	5,350円 ()	6,500円 ()	8,650円 ()	11,100円 ()	14,510円 ()
第 1 会議室	労働関係者 使用の場合	3,040円 ()	3,350円 ()	4,400円 ()	5,350円 ()	6,920円 ()	8,850円 ()
	その他の 場 合	3,250円 ()	3,770円 ()	4,610円 ()	6,130円 ()	7,750円 ()	9,900円 ()
第 2 会議室	労働関係者 使用の場合	1,620円 ()	1,990円 ()	2,570円 ()	3,250円 ()	4,190円 ()	5,180円 ()
	その他の 場 合	1,780円 ()	2,200円 ()	2,720円 ()	3,620円 ()	4,500円 ()	6,020円 ()
第 3 会議室	労働関係者 使用の場合	1,310円 ()	1,470円 ()	1,990円 ()	2,570円 ()	3,250円 ()	4,400円 ()
	その他の 場 合	1,470円 ()	1,620円 ()	2,200円 ()	2,720円 ()	3,620円 ()	4,610円 ()
第 4 会議室	労働関係者 使用の場合	1,100円 ()	1,200円 ()	1,470円 ()	1,620円 ()	2,200円 ()	2,570円 ()
	その他の 場 合	1,200円 ()	1,310円 ()	1,620円 ()	1,780円 ()	2,570円 ()	3,040円 ()
日本間	労働関係者 使用の場合	420円 ()	520円 ()	730円 ()	1,100円 ()	1,200円 ()	1,310円 ()
	その他の 場 合	520円 ()	630円 ()	1,100円 ()	1,200円 ()	1,310円 ()	1,470円 ()

○静岡労政会館

区 分		利 用 料 金					
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
ホール	労働関係者 使用の場合	19,430円 ()	23,310円 ()	28,500円 ()	38,970円 ()	50,750円 ()	62,380円 ()
	その他の 場 合	25,880円 ()	31,170円 ()	38,970円 ()	51,970円 ()	67,620円 ()	83,230円 ()
第 1 会議室	労働関係者 使用の場合	1,780円 ()	2,470円 ()	2,200円 ()	4,400円 ()	4,770円 ()	6,750円 ()
	その他の 場 合	3,040円 ()	3,980円 ()	3,510円 ()	7,070円 ()	7,490円 ()	10,680円 ()
第 2 会議室	労働関係者 使用の場合	1,780円 ()	2,470円 ()	2,200円 ()	4,400円 ()	4,770円 ()	6,750円 ()

	その他の場合	3,040円 (円)	3,980円 (円)	3,510円 (円)	7,070円 (円)	7,490円 (円)	10,680円 (円)
第 3 会議室	労働関係者 使用の場合	1,780円 (円)	2,470円 (円)	2,200円 (円)	4,400円 (円)	4,770円 (円)	6,750円 (円)
	その他の場合	3,040円 (円)	3,980円 (円)	3,510円 (円)	7,070円 (円)	7,490円 (円)	10,680円 (円)
第 4 会議室	労働関係者 使用の場合	1,780円 (円)	2,470円 (円)	2,200円 (円)	4,400円 (円)	4,770円 (円)	6,750円 (円)
	その他の場合	3,040円 (円)	3,980円 (円)	3,510円 (円)	7,070円 (円)	7,490円 (円)	10,680円 (円)
第 1 研修室	労働関係者 使用の場合	1,520円 (円)	2,100円 (円)	1,780円 (円)	3,770円 (円)	4,080円 (円)	5,760円 (円)
	その他の場合	2,570円 (円)	3,620円 (円)	3,150円 (円)	6,340円 (円)	6,920円 (円)	9,640円 (円)
第 2 研修室	労働関係者 使用の場合	1,520円 (円)	2,100円 (円)	1,780円 (円)	3,770円 (円)	4,080円 (円)	5,760円 (円)
	その他の場合	2,570円 (円)	3,620円 (円)	3,150円 (円)	6,340円 (円)	6,920円 (円)	9,640円 (円)
視 聴 覚 室	労働関係者 使用の場合	3,770円 (円)	5,080円 (円)	4,400円 (円)	9,010円 (円)	9,640円 (円)	13,570円 (円)
	その他の場合	6,020円 (円)	8,120円 (円)	7,070円 (円)	14,200円 (円)	15,190円 (円)	21,370円 (円)
展示室	労働関係者 使用の場合	3,770円 (円)	5,080円 (円)	4,400円 (円)	9,010円 (円)	9,640円 (円)	13,570円 (円)
	その他の場合	6,020円 (円)	8,120円 (円)	7,070円 (円)	14,200円 (円)	15,190円 (円)	21,370円 (円)
日本間	労働関係者 使用の場合	1,520円 (円)	2,100円 (円)	1,780円 (円)	3,770円 (円)	4,080円 (円)	5,770円 (円)
	その他の場合	2,570円 (円)	3,620円 (円)	3,150円 (円)	6,340円 (円)	6,920円 (円)	9,640円 (円)

○浜松労政会館

区 分		利 用 料 金					
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
第 1 会議室	労働関係者 使用の場合	6,020円 (円)	8,120円 (円)	7,070円 (円)	14,200円 (円)	15,190円 (円)	21,320円 (円)
	その他の場合	14,770円 (円)	19,700円 (円)	17,230円 (円)	34,620円 (円)	37,030円 (円)	51,910円 (円)
第 2 会議室	労働関係者 使用の場合	3,200円 (円)	4,300円 (円)	3,770円 (円)	7,550円 (円)	8,170円 (円)	11,420円 (円)
	その他の場合	7,850円 (円)	10,580円 (円)	9,220円 (円)	18,490円 (円)	19,850円 (円)	27,820円 (円)
第 3 会議室	労働関係者 使用の場合	3,200円 (円)	4,300円 (円)	3,770円 (円)	7,550円 (円)	8,170円 (円)	11,420円 (円)

	その他の場合	7,850円 (円)	10,580円 (円)	9,220円 (円)	18,490円 (円)	19,850円 (円)	27,820円 (円)
第 4 会議室	労働関係者 使用の場合	3,200円 (円)	4,300円 (円)	3,770円 (円)	7,550円 (円)	8,170円 (円)	11,420円 (円)
	その他の 場合	7,850円 (円)	10,580円 (円)	9,220円 (円)	18,490円 (円)	19,850円 (円)	27,820円 (円)
第 5 会議室	労働関係者 使用の場合	2,100円 (円)	2,930円 (円)	2,520円 (円)	5,080円 (円)	5,500円 (円)	7,650円 (円)
	その他の 場合	5,350円 (円)	7,120円 (円)	6,180円 (円)	12,470円 (円)	13,410円 (円)	18,800円 (円)

○ 静岡県労政会館附帯設備利用料金表

区 分	利 用 料 金
ス ポ ッ ト ラ イ ト	1時間につき 470円 (円)
マ イ ク ロ ホ ン	1回3時間まで 580円 (円)
	1時間増すごとに 100円 (円)
C D デ ッ キ	1回3時間まで 580円 (円)
	1時間増すごとに 100円 (円)
D V D デ ッ キ	1回3時間まで 580円 (円)
	1時間増すごとに 100円 (円)
ビ デ オ プ ロ ジ ェ ク タ ー	1回3時間まで 1,310円 (円)
	1時間増すごとに 370円 (円)
コ ン セ ン ト	1回につき 370円 (円)

様式5-1 静岡県労政会館の指定管理に関する収支予算書（令和7年度）

法人等名

①沼津労政会館

(単位:千円)

項目		金額	内訳	備考
収入	県指定管理料収入			
	利用料金収入			
	その他			
収入合計				
支出	人件費			
	事務費	業務委託費		
		光熱水費		
		その他		
		公租公課		
支出合計				

※「その他」は、必要に応じて費目を細分化してください（②～④の表も同じ）。

②静岡労政会館

(単位:千円)

項目		金額	内訳	備考
収入	県指定管理料収入			
	利用料金収入			
	共益費収入			
	その他			
収入合計				
支出	人件費			
	事務費	業務委託費		
		光熱水費		
		その他		
公租公課				
支出合計				

③浜松労政会館

(単位:千円)

項目		金額	内訳	備考
収入	県指定管理料収入			
	利用料金収入			
	その他			
収入合計				
支出	人件費			
	事務費	業務委託費		
		光熱水費		
		その他		
		負担金		
	公租公課			
支出合計				

※「負担金」は、令和7年度見込額として9,080千円を記入してください。

④3館合計

(単位:千円)

項目		金額	内訳	備考
収入	県指定管理料収入			
	利用料金収入			
	共益費収入			
	その他			
収入合計				
支出	人件費			
	事務費	業務委託費		
		光熱水費		
		その他		
		負担金		
	公租公課			
支出合計				

様式5-2 静岡県労政会館の指定管理に関する収支予算書（令和7年度～令和11年度）

法人等名

①沼津労政会館

(単位：千円)

項目		金額					備考
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
収 入	県指定管理料収入						
	利用料金収入						
	その他						
収入合計							
支 出	人件費						
	事務費	業務委託費					
		光熱水費					
		その他					
	公租公課						
支出合計							

※「その他」は、必要に応じて費目を細分化してください（②～④の表も同じ）。

※ 県指定管理料収入は、見込額として、各年度とも令和7年度と同額を記入してください。

②静岡労政会館

(単位：千円)

項目		金額					備考
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
収 入	県指定管理料収入						
	利用料金収入						
	共益費収入						
	その他						
収入合計							
支 出	人件費						
	事務費	業務委託費					
		光熱水費					
		その他					
	公租公課						
支出合計							

③浜松労政会館

(単位：千円)

項目		金額					備考	
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
収 入	県指定管理料収入							
	利用料金収入							
	その他							
収入合計								
支 出	人件費							
	事務費	業務委託費						
		光熱水費						
		その他						
		負担金						
公租公課								
支出合計								

※「負担金」は、見込額として、各年度とも9,080千円を記入してください。

④3館合計

(単位：千円)

項目		金額					備考	
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
収 入	県指定管理料収入							
	利用料金収入							
	共益費収入							
	その他							
収入合計								
支 出	人件費							
	事務費	業務委託費						
		光熱水費						
		その他						
		負担金						
公租公課								
支出合計								

様式6

委任状

静岡県知事 鈴木 康友 様

構成員 所在地
名称
代表者名

㊞

所在地
名称
代表者名

㊞

下記のグループ代表者を代理人と定め、当グループが存在する間、次の権限を委任します。

受任者 所在地
グループ代表者 名称
代表者名

委任事項

- 1 静岡県労政会館の指定管理者の指定管理者申請関係書類の作成及び提出
- 2 静岡県との静岡県労政会館管理業務についての協定書の締結
- 3 静岡県労政会館管理業務についての指定管理料の請求及び受領

受任者印鑑

様式 7

誓約書

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

⑨

静岡県労政会館の指定管理者指定申請にあたって、申請日現在において、下記の欠格条項のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 2 静岡県から指名停止措置を受けている者
- 3 直近3年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- 5 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等（平成17年6月改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及び開始命令がされている法人等を含む。）
- 6 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産の申立て（同法附則第3条によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者
- 7 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）がなされている者（ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法の規定に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。）
- 8 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てがなされている者
- 9 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、同法第33条第1項に定める再生手続開始が決定した場合にあつては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。）
- 10 静岡県労政会館指定管理者選定審査会委員と資本面で関連のある者
- 11 応募書類に虚偽の記載があること
- 12 その他不正な行為を行ったこと

なお、当該誓約内容に該当することとなった場合、それまで法人等が費やした費用を賠償することなしに、指定管理者選定手続きを継続する資格を静岡県が一方的に剥奪する権利を有することに同意します。

別表1 県及び指定管理者の業務区分表

業務区分		業務内容	管理区分		摘要	
			静岡県	指定管理者		
施設管理	施設管理	施設の維持管理・警備等		○		
	設備管理	設備の保守点検・巡視等		○		
	施設補修・修繕等	1件30万円未満の補修・修繕等			○	(※1) 別添「業務基準」参照
		指定管理者が行う補修・修繕等以外	○			
	備品管理	現在ある備品の指定管理者への貸付	○			
		貸付備品の管理及び修理		○		
		現在ある備品の更新	○			
	安全対策	備品の新規購入	○	○(※2)		(※2) 指定管理者が自己費用により任意に購入した備品の所有権は指定管理者に帰属
防火対策、地震等災害対策、巡回、戸締り等				○		
事故、火災等による施設の損傷の回復		○	○(※3)		(※3) 自己の責に帰すべき事由による場合	
	施設利用者の被災に対する責任	○	○(※4)		(※4) 現場での対応についての責任	
施設運営	利用承認等	会館施設等の利用の承認、不承認、承認の取消し及び使用の制限	○(※5)	○	(※5) 公序良俗を害するおそれがある場合の不承認等	
	開館時間の変更等	会館の開館時間の変更及び臨時の開館又は休館の決定		○(※6)	(※6) 知事の承認が必要	
	利用受付・料金收受	会館の利用受付、利用料金の收受		○		
	利用案内	会館の利用案内、利用指導		○		
	データ収集等	利用者数等データ収集、アンケート調査等		○		
	利用促進	指定管理者の持つノウハウを活用し、会館の利用促進を図る		○		
	広報・営業	利用促進のための各種広報・営業活動		○		
共益費の徴収・支払	入居団体からの共益費の徴収及び支払		○			
県有財産管理	土地の管理	境界の維持保全等	○			
	台帳の調製、管理	財産台帳の調製、管理	○			
	使用許可	利用承認の対象施設以外の建物施設の使用許可	○			
	財産取得、処分	所有権取得行為、処分行為	○			
	その他財産管理行為	財産の維持、保全	○			
指定管理者の財産		財産の維持保全		○		

別表 1-2 県及び指定管理者のリスク分担表

項目	内容	県	指定管理者
法令変更	指定管理者の管理業務に関する法令変更		○
	施設・設備等に関する法令変更	○	
税制変更	税制変更による納税額の増加。ただし、管理業務の継続に著しい影響を及ぼす場合は別途協議による。		○
政治、行政上の理由による事業変更	政治、行政上の理由（首長の交代、施策方針の変更等）により管理業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合における経費等の増加	○	
経済変動	物価変動、金利変動による経費等の増加。ただし、変動が著しい場合は別途協議による。		○
施設・設備等の修繕	管理上の瑕疵による施設・設備等の損傷等		○
	施設・設備等の瑕疵による損傷等	○	
	第三者の行為、経年劣化等による施設・設備等の損傷等で小規模なもの（概ね 30 万円未満）		○
	第三者の行為、経年劣化等による施設・設備等の損傷等で大規模なもの（概ね 30 万円以上）	○	
施設等の更新等	施設・設備等の増設、改築、更新等	○	
利用者・第三者への損害賠償	管理上の瑕疵による利用者等への損害賠償		○
	施設・設備等の瑕疵による利用者等への損害賠償	○	
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備等の利用休止		○
	施設・設備等の瑕疵による利用休止	○	
書類の誤り	指定管理者が作成する書類の誤りによる損害		○
	仕様書等、県が作成する書類の誤りによる損害	○	
情報管理	管理上の瑕疵による情報漏えい		○
事業終了時の対応	指定管理期間終了時、又は期間途中での終了時の事業者撤収、原状回復及び引継ぎに係る費用		○
不可抗力	自然災害等の県、指定管理者のいずれにも帰責事由がない不可抗力による経費等の増加	○	
周辺住民・施設利用者への対応	施設の管理運営に対する周辺住民及び施設利用者からの要望、苦情等への対応		○

本表に定める事項で疑義があるもの、又は本表に定めのないものについては、別途、県と指定管理者とが協議の上、決定するものとする。

別表2

静岡県労政会館への指定管理者制度導入に係る情報提供の内容

		審査終了前	審査終了後
1	申請者	指定管理者候補者の名称	○
2		その他の申請者の名称	
3		申請者数 ○ <募集締切後に公表>	
4	審査項目	○ (募集要項で公表)	○
5	審査項目の配点	○ (募集要項で公表)	○
6	提案書類の概要		○ (ノウハウの保護に配慮して公表)
7	評価点数		○
8	評価理由		○ (ノウハウの保護に配慮して公表)
9	審査委員名	○ (募集要項で公表)	○
10	選定審査会議事録		○ (ノウハウの保護に配慮して公表)

<参考1> 積算参考資料① 部屋別・利用目的別利用状況

○沼津労政会館

<2年度>

(税込)

部屋	定員	件数(件)	利用者数(人)	利用料金収入(円)	利用率(%)	稼働率(%)
ホール	270人	501	20,109	2,288,700	57.9	70.8
第1会議室	100人	409	8,133	1,379,200	43.6	65.8
第2会議室	50人	458	4,626	967,860	48.8	73.8
第3会議室	30人	477	4,105	804,300	50.7	74.8
第4会議室	18人	468	2,664	609,140	49.8	78.2
日本間	10人	353	1,049	209,020	37.6	52.0
附帯設備				346,110		
合計		2,666	40,686	6,604,330	47.9	69.2
労働関係利用		774	18,348	2,041,780		
その他利用		1,892	22,338	4,562,550		

<3年度>

部屋	定員	件数(件)	利用者数(人)	利用料金収入(円)	利用率(%)	稼働率(%)
ホール	270人	608	26,055	2,799,520	60.7	77.5
第1会議室	100人	459	8,871	1,514,980	45.8	74.4
第2会議室	50人	490	5,129	1,034,940	48.9	77.2
第3会議室	30人	588	4,982	983,980	58.7	80.7
第4会議室	18人	552	2,959	713,920	55.1	83.3
日本間	10人	473	1,469	288,360	47.2	64.8
附帯設備				375,250		
合計		3,170	49,465	7,710,950	52.7	76.3
労働関係利用		906	23,354	2,417,370		
その他利用		2,264	26,111	5,293,580		

<4年度>

部屋	定員	件数(件)	利用者数(人)	利用料金収入(円)	利用率(%)	稼働率(%)
ホール	270人	616	29,669	2,893,840	61.5	78.7
第1会議室	100人	462	9,738	1,527,900	46.1	74.6
第2会議室	50人	548	6,802	1,167,570	54.7	81.3
第3会議室	30人	573	5,132	943,540	57.2	81.8
第4会議室	18人	555	3,344	707,030	55.4	81.6
日本間	10人	464	1,542	276,110	46.3	65.1
附帯設備				498,930		
合計		3,218	56,227	8,014,920	53.5	77.2
労働関係利用		900	26,614	2,425,710		
その他利用		2,318	29,613	5,589,210		

<5年度>

部屋	定員	件数(件)	利用者数(人)	利用料金収入(円)	利用率(%)	稼働率(%)
ホール	270人	650	34,076	3,017,730	64.7	81.9
第1会議室	100人	385	8,876	1,240,490	38.3	59.5
第2会議室	50人	546	7,115	1,161,650	54.4	81.9
第3会議室	30人	550	5,424	909,530	54.8	80.7
第4会議室	18人	534	3,720	669,350	53.2	80.2
日本間	10人	543	1,769	330,680	54.1	75.0
附帯設備				537,240		
合計		3,208	60,980	7,866,670	53.3	76.5
労働関係利用		940	29,608	2,580,750		
その他利用		2,268	31,372	5,285,920		

○静岡労政会館

< 2年度 >

(税込)

部屋	定員	件数 (件)	利用者数 (人)	利用料金収入 (円)	利用率 (%)	稼働率 (%)
ホール	510人	352	26,700	8,964,980	38.2	56.2
第1会議室	18人	334	2,157	1,062,660	36.3	62.3
第2会議室	30人	401	2,851	1,186,840	43.9	69.4
第3会議室	30人	384	3,250	1,017,570	42.3	63.6
第4会議室	30人	383	3,222	1,118,910	41.9	65.1
第1研修室	30人	440	3,240	1,121,130	48.8	75.9
第2研修室	30人	451	5,509	1,176,070	48.5	74.8
視聴覚室	63人	338	5,913	1,954,900	37.1	61.8
展示室	63人	396	7,285	2,115,820	43.6	65.8
日本間	18人	265	1,618	795,400	28.9	53.9
附帯設備				945,890		
合計		3,744	61,745	21,460,170	40.9	64.9
労働関係利用		1,788	29,636	8,178,580		
その他利用		1,956	32,109	13,281,590		

< 3年度 >

部屋	定員	件数 (件)	利用者数 (人)	利用料金収入 (円)	利用率 (%)	稼働率 (%)
ホール	510人	446	36,923	11,375,960	46.0	67.5
第1会議室	18人	368	2,259	1,117,810	37.9	63.3
第2会議室	30人	426	3,412	1,299,270	44.0	68.7
第3会議室	30人	442	4,122	1,164,380	45.5	67.9
第4会議室	30人	337	3,078	1,013,370	34.8	54.7
第1研修室	30人	474	4,388	1,268,580	48.5	77.9
第2研修室	30人	402	3,449	1,135,400	41.1	69.0
視聴覚室	63人	380	6,239	2,192,510	39.3	66.3
展示室	63人	445	8,680	2,376,760	45.8	68.2
日本間	18人	245	1,297	719,390	25.2	61.6
附帯設備				1,195,410		
合計		3,965	73,847	24,858,840	40.8	66.5
労働関係利用		1,827	35,526	9,518,560		
その他利用		2,138	38,321	15,340,280		

< 4年度 >

部屋	定員	件数 (件)	利用者数 (人)	利用料金収入 (円)	利用率 (%)	稼働率 (%)
ホール	510人	476	48,168	11,925,260	48.4	75.7
第1会議室	18人	430	3,341	1,335,330	43.4	72.8
第2会議室	30人	468	4,552	1,425,900	47.1	77.2
第3会議室	30人	514	5,286	1,344,490	51.6	77.7
第4会議室	30人	425	4,183	1,312,310	42.8	70.6
第1研修室	30人	511	5,869	1,344,750	51.4	78.6
第2研修室	30人	474	5,322	1,286,130	47.5	74.9
視聴覚室	63人	464	11,052	2,558,410	46.6	75.2
展示室	63人	514	10,887	2,725,560	51.6	77.7
日本間	18人	338	2,825	948,690	34.0	64.5
附帯設備				1,734,240		
合計		4,614	101,485	27,941,070	46.4	74.5
労働関係利用		2,222	50,633	11,689,640		
その他利用		2,392	50,852	16,251,430		

< 5年度 >

部屋	定員	件数 (件)	利用者数 (人)	利用料金収入 (円)	利用率 (%)	稼働率 (%)
ホール	510人	486	52,739	11,836,440	50.0	76.6
第1会議室	18人	475	3,809	1,487,900	47.3	76.7
第2会議室	30人	460	4,595	1,424,370	45.9	75.9
第3会議室	30人	497	5,789	1,332,070	49.5	69.8
第4会議室	30人	408	4,188	1,294,180	40.7	68.7
第1研修室	30人	417	4,470	1,208,150	41.6	70.4
第2研修室	30人	464	4,966	1,212,270	46.3	71.6
視聴覚室	63人	408	10,041	2,294,720	40.7	65.8
展示室	63人	496	11,993	2,695,090	49.4	69.8
日本間	18人	244	1,481	670,650	24.3	54.9
附帯設備				1,714,260		
合計		4,355	104,071	27,170,100	43.5	70.0
労働関係利用		1,960	52,080	11,323,680		
その他利用		2,395	51,991	15,846,420		

○浜松労政会館

< 2年度 >

(税込)

部屋	定員	件数 (件)	利用者数 (人)	利用料金収入 (円)	利用率 (%)	稼働率 (%)
第1会議室	96人	525	15,753	4,559,500	55.7	75.3
第2会議室	42人	481	7,131	2,119,820	51.0	68.3
第3会議室	42人	243	3,101	1,715,570	25.8	43.0
第4会議室	36人	182	2,227	1,334,010	19.3	38.1
第5会議室	24人	473	1,548	1,314,230	50.2	64.6
附帯設備				570,270		
合計		1,904	29,760	11,613,400	40.4	57.9
労働関係利用		1,491	23,587	7,039,460		
その他利用		413	6,173	4,573,940		

< 3年度 >

部屋	定員	件数 (件)	利用者数 (人)	利用料金収入 (円)	利用率 (%)	稼働率 (%)
第1会議室	96人	627	20,883	5,583,030	62.5	79.4
第2会議室	42人	554	9,192	2,526,800	55.2	70.2
第3会議室	42人	231	3,164	1,591,590	23.2	37.2
第4会議室	36人	219	2,207	1,375,460	22.0	38.9
第5会議室	24人	523	1,722	1,435,590	26.6	60.5
附帯設備				682,550		
合計		2,154	37,168	13,195,020	43.0	57.3
労働関係利用		1,720	30,585	8,179,370		
その他利用		434	6,583	5,015,650		

< 4年度 >

部屋	定員	件数 (件)	利用者数 (人)	利用料金収入 (円)	利用率 (%)	稼働率 (%)
第1会議室	96人	627	25,884	5,369,680	62.8	80.4
第2会議室	42人	558	10,484	2,469,540	55.9	72.6
第3会議室	42人	271	4,546	1,850,330	27.3	40.2
第4会議室	36人	181	2,447	1,191,510	18.2	34.3
第5会議室	24人	531	1,814	1,519,490	53.3	62.0
附帯設備				756,540		
合計		2,168	45,175	13,157,090	43.5	57.9
労働関係利用		1,735	36,179	8,378,630		
その他利用		433	8,996	4,778,460		

< 5年度 >

部屋	定員	件数 (件)	利用者数 (人)	利用料金収入 (円)	利用率 (%)	稼働率 (%)
第1会議室	96人	631	28,777	5,342,030	62.9	79.9
第2会議室	42人	579	11,801	2,524,180	57.7	71.9
第3会議室	42人	248	3,649	1,660,960	24.7	37.0
第4会議室	36人	220	2,890	1,469,240	21.9	42.4
第5会議室	24人	547	1,934	1,622,690	54.5	63.3
附帯設備				765,690		
合計		2,225	49,051	13,384,790	44.3	58.9
労働関係利用		1,778	40,025	8,570,340		
その他利用		447	9,026	4,814,450		

○会館計

< 2年度 >

(税込)

	件数 (件)	利用者数 (人)	利用料金収入 (円)	利用率 (%)	稼働率 (%)
合計	8,314	132,191	39,677,900	42.8	64.4
労働関係利用	4,053	71,571	17,259,820		
その他利用	4,261	60,620	22,418,080		

< 3年度 >

	件数 (件)	利用者数 (人)	利用料金収入 (円)	利用率 (%)	稼働率 (%)
合計	9,289	160,480	45,764,810	44.8	67.1
労働関係利用	4,453	89,465	20,115,300		
その他利用	4,836	71,015	25,649,510		

< 4年度 >

	件数 (件)	利用者数 (人)	利用料金収入 (円)	利用率 (%)	稼働率 (%)
合計	10,000	202,887	49,113,080	47.8	71.3
労働関係利用	4,857	113,426	22,493,980		
その他利用	5,143	89,461	26,619,100		

< 5年度 >

	件数 (件)	利用者数 (人)	利用料金収入 (円)	利用率 (%)	稼働率 (%)
合計	9,788	214,102	48,421,560	46.5	69.2
労働関係利用	4,678	121,713	22,474,770		
その他利用	5,110	92,389	25,946,790		

(注1) 件数は、午前・午後・夜間の区分別の利用数 (例: 1日通して午前・午後・夜間を利用する場合は3件)

(注2) 労働関係利用は、静岡県労政会館の設置及び管理に関する条例第6条に規定される「労働関係者」の利用

(注3) 利用率は、件数÷(日曜日以外の開館日数×3区分+日曜日の開館日数×2区分)
稼働率は、利用日数÷開館日数

<参考1-2> 積算参考資料①-2 部屋別・時間別利用状況

○沼津労政会館

<2年度>

室名	労働関係者					その他					計				
	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)
ホール	134	143	58	335	76	46	46	74	166	34	180	189	132	501	110
第1会議室	37	40	18	95	18	138	102	74	314	61	175	142	92	409	79
第2会議室	6	8	0	14	4	152	158	134	444	33	158	166	134	458	37
第3会議室	10	15	2	27	8	159	123	168	450	88	169	138	170	477	96
第4会議室	11	14	23	48	7	106	153	161	420	25	117	167	184	468	32
日本間	111	109	35	255	74	17	36	45	98	15	128	145	80	353	89
合計	309	329	136	774	187	618	618	656	1,892	256	927	947	792	2,666	443

<3年度>

室名	労働関係者					その他					計				
	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)
ホール	163	169	79	411	82	54	49	94	197	36	217	218	173	608	118
第1会議室	42	43	19	104	20	182	120	53	355	70	224	163	72	459	90
第2会議室	5	8	4	17	4	203	138	132	473	31	208	146	136	490	35
第3会議室	5	6	0	11	3	216	173	188	577	98	221	179	188	588	101
第4会議室	4	5	21	30	1	133	201	188	522	49	137	206	209	552	50
日本間	140	141	52	333	97	29	39	72	140	13	169	180	124	473	110
合計	359	372	175	906	207	817	720	727	2,264	297	1,176	1,092	902	3,170	504

<4年度>

室名	労働関係者					その他					計				
	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)
ホール	159	171	78	408	79	42	52	114	208	34	201	223	192	616	113
第1会議室	41	41	21	103	20	182	118	59	359	71	223	159	80	462	91
第2会議室	4	9	0	13	3	231	146	158	535	37	235	155	158	548	40
第3会議室	6	9	0	15	5	224	172	162	558	94	230	181	162	573	99
第4会議室	9	27	4	40	6	147	186	182	515	33	156	213	186	555	39
日本間	136	135	50	321	94	34	53	56	143	12	170	188	106	464	106
合計	355	392	153	900	207	860	727	731	2,318	281	1,215	1,119	884	3,218	488

<5年度>

室名	労働関係者					その他					計				
	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)
ホール	171	183	79	433	91	51	57	109	217	37	222	240	188	650	128
第1会議室	51	47	14	112	32	103	123	47	273	69	154	170	61	385	101
第2会議室	3	7	0	10	3	196	184	156	536	32	199	191	156	546	35
第3会議室	7	15	1	23	7	204	156	167	527	84	211	171	168	550	91
第4会議室	4	21	2	27	4	117	194	196	507	39	121	215	198	534	43
日本間	141	143	51	335	100	51	74	83	208	17	192	217	134	543	117
合計	377	416	147	940	237	722	788	758	2,268	278	1,099	1,204	905	3,208	515

○静岡労政会館

< 2年度 >

室名	労働関係者					その他					計				
	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)
ホール	46	66	30	142	22	81	93	36	210	57	127	159	66	352	79
第1会議室	38	51	14	103	19	71	122	38	231	44	109	173	52	334	63
第2会議室	78	80	26	184	42	69	109	39	217	35	147	189	65	401	77
第3会議室	81	134	57	272	48	33	51	28	112	24	114	185	85	384	72
第4会議室	89	86	7	182	72	69	102	30	201	43	158	188	37	383	115
第1研修室	79	68	51	198	32	101	110	31	242	32	180	178	82	440	64
第2研修室	85	85	33	203	62	88	123	37	248	45	173	208	70	451	107
視聴覚室	59	105	26	190	41	48	73	27	148	33	107	178	53	338	74
展示室	82	145	59	286	47	33	51	26	110	25	115	196	85	396	72
日本間	12	15	1	28	11	79	65	93	237	6	91	80	94	265	17
合計	649	835	304	1,788	396	672	899	385	1,956	344	1,321	1,734	689	3,744	740

< 3年度 >

室名	労働関係者					その他					計				
	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)
ホール	48	103	35	186	32	99	116	45	260	66	147	219	80	446	98
第1会議室	55	63	27	145	31	86	112	25	223	51	141	175	52	368	82
第2会議室	63	80	32	175	32	90	136	25	251	51	153	216	57	426	83
第3会議室	107	159	53	319	63	35	58	30	123	21	142	217	83	442	84
第4会議室	55	64	24	143	22	68	99	27	194	35	123	163	51	337	57
第1研修室	65	72	41	178	15	124	144	28	296	43	189	216	69	474	58
第2研修室	30	44	37	111	12	116	140	35	291	49	146	184	72	402	61
視聴覚室	65	125	27	217	38	52	87	24	163	38	117	212	51	380	76
展示室	108	160	53	321	64	36	58	30	124	21	144	218	83	445	85
日本間	13	19	0	32	11	65	49	99	213	4	78	68	99	245	15
合計	609	889	329	1,827	320	771	999	368	2,138	379	1,380	1,888	697	3,965	699

< 4年度 >

室名	労働関係者					その他					計				
	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)
ホール	61	129	33	223	43	92	126	35	253	100	153	255	68	476	143
第1会議室	47	75	31	153	25	96	143	38	277	82	143	218	69	430	107
第2会議室	64	96	34	194	32	96	142	36	274	57	160	238	70	468	89
第3会議室	127	187	58	372	83	45	65	32	142	54	172	252	90	514	137
第4会議室	65	72	19	156	35	92	143	34	269	61	157	215	53	425	96
第1研修室	81	82	49	212	31	131	146	22	299	45	212	228	71	511	76
第2研修室	62	62	38	162	31	130	143	39	312	48	192	205	77	474	79
視聴覚室	105	165	28	298	70	62	78	26	166	45	167	243	54	464	115
展示室	127	187	58	372	83	45	65	32	142	62	172	252	90	514	145
日本間	18	34	28	80	16	108	79	71	258	20	126	113	99	338	36
合計	757	1,089	376	2,222	449	897	1,130	365	2,392	574	1,654	2,219	741	4,614	1,023

< 5年度 >

室名	労働関係者					その他					計				
	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)
ホール	72	136	47	255	41	89	112	30	231	72	161	248	77	486	113
第1会議室	58	73	27	158	27	115	159	43	317	69	173	232	70	475	96
第2会議室	68	89	14	171	42	94	148	47	289	44	162	237	61	460	86
第3会議室	115	151	62	328	63	58	78	33	169	45	173	229	95	497	108
第4会議室	56	62	6	124	29	95	145	44	284	40	151	207	50	408	69
第1研修室	24	40	24	88	11	134	161	34	329	68	158	201	58	417	79
第2研修室	63	85	48	196	36	109	115	44	268	49	172	200	92	464	85
視聴覚室	85	134	29	248	59	56	81	23	160	37	141	215	52	408	96
展示室	115	151	62	328	63	58	77	33	168	45	173	228	95	496	108
日本間	22	39	3	64	17	64	30	86	180	7	86	69	89	244	24
合計	678	960	322	1,960	388	872	1,106	417	2,395	476	1,550	2,066	739	4,355	864

○浜松労政会館

< 2年度 >

室名	労働関係者					その他					計				
	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)
第1会議室	175	186	87	448	90	17	41	19	77	12	192	227	106	525	102
第2会議室	166	174	88	428	80	15	26	12	53	11	181	200	100	481	91
第3会議室	41	39	20	100	26	50	62	31	143	33	91	101	51	243	59
第4会議室	29	30	12	71	24	34	64	13	111	23	63	94	25	182	47
第5会議室	163	169	112	444	48	11	12	6	29	6	174	181	118	473	54
合計	574	598	319	1,491	268	127	205	81	413	85	701	803	400	1,904	353

< 3年度 >

室名	労働関係者					その他					計				
	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)
第1会議室	204	213	105	522	102	34	57	14	105	27	238	270	119	627	129
第2会議室	186	195	100	481	90	22	41	10	73	16	208	236	110	554	106
第3会議室	38	33	30	101	26	51	59	20	130	32	89	92	50	231	58
第4会議室	62	50	8	120	41	37	54	8	99	24	99	104	16	219	65
第5会議室	180	186	130	496	51	9	13	5	27	4	189	199	135	523	55
合計	670	677	373	1,720	310	153	224	57	434	103	823	901	430	2,154	413

< 4年度 >

室名	労働関係者					その他					計				
	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)
第1会議室	210	220	111	541	104	27	45	14	86	15	237	265	125	627	119
第2会議室	194	203	99	496	96	24	32	6	62	14	218	235	105	558	110
第3会議室	46	45	30	121	28	59	64	27	150	42	105	109	57	271	70
第4会議室	35	40	16	91	24	36	47	7	90	18	71	87	23	181	42
第5会議室	178	185	123	486	53	21	19	5	45	15	199	204	128	531	68
合計	663	693	379	1,735	305	167	207	59	433	104	830	900	438	2,168	409

< 5年度 >

室名	労働関係者					その他					計				
	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)
第1会議室	213	222	113	548	105	29	43	11	83	14	242	265	124	631	119
第2会議室	203	213	106	522	98	21	30	6	57	13	224	243	112	579	111
第3会議室	46	43	28	117	26	53	59	19	131	32	99	102	47	248	58
第4会議室	46	40	20	106	22	42	57	15	114	25	88	97	35	220	47
第5会議室	177	185	123	485	53	29	26	7	62	19	206	211	130	547	72
合計	685	703	390	1,778	304	174	215	58	447	103	859	918	448	2,225	407

○会館計

< 2年度 >

室名	労働関係者					その他					計				
	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)
合計	1,532	1,762	759	4,053	851	1,417	1,722	1,122	4,261	685	2,949	3,484	1,881	8,314	1,536

< 3年度 >

室名	労働関係者					その他					計				
	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)
合計	1,638	1,938	877	4,453	837	1,741	1,943	1,152	4,836	779	3,379	3,881	2,029	9,289	1,616

< 4年度 >

室名	労働関係者					その他					計				
	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)
合計	1,775	2,174	908	4,857	961	1,924	2,064	1,155	5,143	959	3,699	4,238	2,063	10,000	1,920

< 5年度 >

室名	労働関係者					その他					計				
	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	小計	(内、9 時～17時 連続)
合計	1,740	2,079	859	4,678	929	1,768	2,109	1,233	5,110	857	3,508	4,188	2,092	9,788	1,786

<参考2> 積算参考資料② 月別利用状況・共益費収入

○沼津労政会館

(税込)

月	2年度		3年度		4年度		5年度	
	件数(件)	利用料金収入(円)	件数(件)	利用料金収入(円)	件数(件)	利用料金収入(円)	件数(件)	利用料金収入(円)
4月	85	174,230	238	560,640	308	735,570	257	613,520
5月	78	176,870	248	612,380	258	682,460	249	642,520
6月	160	390,690	297	751,440	280	695,920	307	736,190
7月	239	579,730	302	717,970	307	773,590	296	746,850
8月	225	559,960	220	526,510	224	536,970	216	550,170
9月	274	660,940	225	524,890	282	664,610	272	650,570
10月	330	881,520	270	674,860	293	750,320	315	785,970
11月	280	726,950	290	712,530	266	679,090	265	644,260
12月	256	622,950	278	673,380	252	631,850	254	613,640
1月	237	586,120	284	709,880	249	639,400	257	649,410
2月	273	673,940	280	687,220	282	681,910	268	643,760
3月	229	570,430	238	559,250	217	543,230	252	589,810
合計	2,666	6,604,330	3,170	7,710,950	3,218	8,014,920	3,208	7,866,670

(注1) 利用料金収入は、次年度利用分を含む(静岡労政会館・浜松労政会館も同様)

○静岡労政会館

(税込)

月	2年度		3年度		4年度		5年度	
	件数(件)	利用料金収入(円)	件数(件)	利用料金収入(円)	件数(件)	利用料金収入(円)	件数(件)	利用料金収入(円)
4月	90	281,200	324	2,065,760	342	2,097,650	318	1,930,660
5月	125	580,100	247	1,571,760	316	1,942,150	307	1,861,120
6月	269	1,270,610	322	2,122,000	406	2,612,700	416	2,507,230
7月	310	2,038,310	303	2,055,700	400	2,255,920	410	2,487,620
8月	259	1,733,220	262	1,688,080	377	2,439,030	336	2,067,380
9月	385	2,259,530	264	1,439,560	400	2,323,530	331	2,091,210
10月	426	2,450,050	372	2,430,610	495	2,983,120	382	2,700,820
11月	400	2,334,240	424	2,216,310	407	2,407,480	396	2,609,220
12月	352	1,932,360	422	2,400,570	373	2,169,910	372	2,269,330
1月	359	2,218,310	356	2,064,850	342	1,904,100	341	2,089,510
2月	413	2,430,760	351	2,564,110	456	2,889,040	420	2,591,730
3月	356	1,931,480	318	2,239,530	300	1,916,440	326	1,964,270
合計	3,744	21,460,170	3,965	24,858,840	4,614	27,941,070	4,355	27,170,100
共益費	光熱水費	1,323,108		1,653,169		1,979,304		1,588,022
	業務委託費	2,512,960		2,502,490		2,673,820		2,673,820
	修繕負担金	0		107,550		48,912		0
	庁舎消耗品	162,533		93,221		110,864		72,172
	計	3,998,601		4,356,430		4,812,900		4,334,014

(注2) 共益費は、静岡県勤労者総合会館の入居団体が負担する光熱水費等

○浜松劳政会館

(税込)

月	2年度		3年度		4年度		5年度	
	件数(件)	利用料金収入(円)	件数(件)	利用料金収入(円)	件数(件)	利用料金収入(円)	件数(件)	利用料金収入(円)
4月	73	334,230	182	1,031,710	169	1,036,590	153	860,460
5月	12	102,790	185	1,025,720	195	1,116,700	212	1,215,290
6月	134	704,050	187	1,078,490	162	924,670	203	1,214,480
7月	228	1,277,240	196	1,100,760	223	1,201,470	243	1,467,250
8月	148	848,690	135	835,430	145	764,960	140	755,410
9月	205	1,266,830	155	1,029,200	175	983,940	169	976,490
10月	238	1,353,960	218	1,165,650	219	1,234,320	225	1,282,190
11月	211	1,263,100	217	1,298,300	254	1,453,800	227	1,303,100
12月	190	1,043,200	206	1,099,040	157	854,110	172	912,670
1月	155	926,220	167	1,082,340	197	1,246,120	188	1,058,290
2月	214	1,635,220	193	1,480,410	200	1,644,890	205	1,593,150
3月	96	857,870	113	967,970	72	695,520	88	746,010
合計	1,904	11,613,400	2,154	13,195,020	2,168	13,157,090	2,225	13,384,790

○会館計

(税込)

月	2年度		3年度		4年度		5年度	
	件数(件)	利用料金収入(円)	件数(件)	利用料金収入(円)	件数(件)	利用料金収入(円)	件数(件)	利用料金収入(円)
4月	248	789,660	744	3,658,110	819	3,869,810	728	3,404,640
5月	215	859,760	680	3,209,860	769	3,741,310	768	3,718,930
6月	563	2,365,350	806	3,951,930	848	4,233,290	926	4,457,900
7月	777	3,895,280	801	3,874,430	930	4,230,980	949	4,701,720
8月	632	3,141,870	617	3,050,020	746	3,740,960	692	3,372,960
9月	864	4,187,300	644	2,993,650	857	3,972,080	772	3,718,270
10月	994	4,685,530	860	4,271,120	1,007	4,967,760	922	4,768,980
11月	891	4,324,290	931	4,227,140	927	4,540,370	888	4,556,580
12月	798	3,598,510	906	4,172,990	782	3,655,870	798	3,795,640
1月	751	3,730,650	807	3,857,070	788	3,789,620	786	3,797,210
2月	900	4,739,920	824	4,731,740	938	5,215,840	893	4,828,640
3月	681	3,359,780	669	3,766,750	589	3,155,190	666	3,300,090
合計	8,314	39,677,900	9,289	45,764,810	10,000	49,113,080	9,788	48,421,560

<参考3> 積算参考資料③ 管理運営経費の実績

○沼津労政会館

(単位：円)

科 目	2年度	3年度	4年度	5年度	備 考
人件費	6,819,515	7,951,870	7,583,709	6,921,712	
業務委託費	3,249,788	3,507,474	3,515,350	3,613,966	
修繕費	306,900	498,630	620,730	349,525	
消耗品・備品費	179,963	102,304	190,857	111,497	
光熱水費	1,985,245	2,410,663	3,658,570	2,870,157	
通信運搬費	213,726	207,377	244,144	250,152	
図書印刷費	0	9,692	13,292	5,447	
事務費	14,629	13,670	0	13,200	
保険料	69,490	69,490	66,050	66,050	
旅費交通費	10,018	468	4,360	10,900	
雑費	14,095	385	385	23,840	
負担金	0	0	0	0	
一般管理費	1,200,000	660,000	600,000	600,000	
減価償却費	30,799	41,066	41,066	41,066	
公租公課	2	1,031,773	770,938	845,839	
経費合計	14,094,170	16,504,862	17,309,451	15,723,351	

(注1) 2年度は、税抜き経理

(注2) 指定管理者が実施する修繕は、1件当たり30万円未満

○静岡労政会館

(単位：円)

科 目	2年度	3年度	4年度	5年度	備 考
人件費	7,235,652	12,432,844	11,060,587	15,533,415	
業務委託費	21,216,625	20,893,452	21,000,353	16,592,925	
修繕費	3,767,635	1,493,140	1,018,380	655,820	
消耗品・備品費	1,879,938	1,350,254	885,964	750,541	
光熱水費	9,831,180	6,377,539	9,589,065	7,074,292	
通信運搬費	319,002	257,538	246,458	209,891	
図書印刷費	0	14,020	19,230	3,160	
事務費	118,387	220,021	258,651	209,133	
保険料	106,060	106,060	100,140	100,140	
旅費交通費	0	23,930	9,380	9,220	
雑費	71,180	102,142	96,224	18,165	
負担金	3,750	1,596,542	0	0	
一般管理費	1,800,000	1,320,000	1,200,000	1,200,000	
減価償却費	30,799	41,066	41,066	41,066	
公租公課	29,411	1,376,659	1,360,628	1,810,207	
経費合計	46,409,619	47,605,207	46,886,126	44,207,975	

○浜松労政会館

(単位：円)

科 目	2年度	3年度	4年度	5年度	備 考
人件費	7,000,587	7,806,615	9,061,076	9,044,910	
業務委託費	1,062,427	1,099,924	552,546	497,859	
修繕費	0	0	20,680	0	
消耗品・備品費	133,328	167,291	147,488	191,168	
光熱水費	650,791	563,625	661,602	607,154	
通信運搬費	193,730	218,197	287,373	273,262	
図書印刷費	0	37,150	22,320	30,320	
事務費	33,393	33,882	54,674	47,518	
保険料	48,640	48,640	52,030	52,030	
旅費交通費	21,889	2,731	27,136	37,317	
雑費	107,343	110	1,265	3,710	
負担金	8,510,172	7,654,284	8,106,529	8,378,766	日常業務管理費、電気・ガス・水道料金等
一般管理費	1,200,000	660,000	600,000	600,000	
減価償却費	33,274	44,366	44,366	44,366	
公租公課	1	1,001,788	847,521	948,444	
経費合計	18,995,575	19,338,603	20,486,606	20,756,824	

(注3) 管理負担金は、浜松商工会議所へ支払っている。

○3館合計

(単位：円)

科 目	2年度	3年度	4年度	5年度
人件費	21,055,754	28,191,329	27,705,372	31,500,037
業務委託費	25,528,840	25,500,850	25,068,249	20,704,750
修繕費	4,074,535	1,991,770	1,659,790	1,005,345
消耗品・備品費	2,193,229	1,619,849	1,224,309	1,053,206
光熱水費	12,467,216	9,351,827	13,909,237	10,551,603
通信運搬費	726,458	683,112	777,975	733,305
図書印刷費	0	60,862	54,842	38,927
事務費	166,409	267,573	313,325	269,851
保険料	224,190	224,190	218,220	218,220
旅費交通費	31,907	27,129	40,876	57,437
雑費	192,618	102,637	97,874	45,715
負担金	8,513,922	9,250,826	8,106,529	8,378,766
一般管理費	4,200,000	2,640,000	2,400,000	2,400,000
減価償却費	94,872	126,498	126,498	126,498
公租公課	29,414	3,410,220	2,979,087	3,604,490
経費合計	79,499,364	83,448,672	84,682,183	80,688,150

<参考4> 積算参考資料④ 管理業務委託費用一覧

○沼津労政会館

(単位：円)

No	委託業務名	2年度	3年度	4年度	5年度
1	清掃業務	3,249,788	3,478,324	3,486,200	3,581,149
2	自家用電気工作物保安管理業務				
3	消防設備保守点検				
4	空調設備機器保守点検業務				
5	建築物衛生的環境確保業務				
6	機械警備業務				
7	自動ドア保守点検				
8	建築基準法第12条に基づく定期点検				
9	その他(HP保守管理)	-	29,150	29,150	32,817
	計	3,249,788	3,507,474	3,515,350	3,613,966

(注1) 一括契約のため内訳は不明(賃借料・管理費・消費税含む)

○静岡労政会館

(単位：円)

No	委託業務名	2年度	3年度	4年度	5年度
1	総合設備日常運転保守点検業務	21,216,625	20,864,302	20,971,203	16,504,602
2	空気自動制御設備保守点検業務				
3	冷温水発生機保守点検業務				
4	建築物衛生的環境確保業務				
5	消防設備保守点検業務				
6	清掃業務				
7	自家用電気工作物保安管理業務				
8	エレベーター保守点検業務				
9	ビル管理システム保守点検業務				
10	足拭きマットレンタル業務				
11	植木管理剪定業務				
12	自動扉保守点検業務				
13	機械警備業務				
14	建築基準法第12条に基づく定期点検	-	29,150	29,150	32,817
15	その他(HP保守管理)	-	-	-	55,506
16	その他(廃棄物処理)	-	-	-	55,506
	計	21,216,625	20,893,452	21,000,353	16,592,925

(注1) 一括契約のため内訳は不明(賃借料・管理費・人件費・消費税含む)

(注2) 4階に入居している団体から業務委託費負担金(共益費)を徴収<参考2>

○浜松労政会館

(単位：円)

No	委託業務名	2年度	3年度	4年度	5年度
1	清掃業務	1,062,427	1,070,774	523,397	465,049
2	デジタルサイネージ				
3	防火対象物				
4	その他(HP保守管理)	-	29,150	29,149	32,810
	計①	1,062,427	1,099,924	552,546	497,859

(注1) 一括契約のため内訳は不明(賃借料・管理費・消費税含む)

○3館計

2年度	3年度	4年度	5年度
25,528,840	25,500,850	25,068,249	20,704,750

<参考5> 積算参考資料⑤ 光熱水費実績一覧

○沼津労政会館

区 分	2年度		3年度		4年度		5年度		
	使用量	支払額(円)	使用量	支払額(円)	使用量	支払額(円)	使用量	支払額(円)	
電	4月		4,835kw	98,645	4,786kw	129,822	3,246kw	132,542	
	5月	529kw	15,582	4,835kw	84,917	2,715kw	105,653	2,661kw	115,159
	6月	1,902kw	61,532	2,665kw	70,893	6,137kw	226,991	3,408kw	128,207
	7月	2,813kw	77,178	4,445kw	101,276	9,557kw	277,123	8,271kw	227,377
	8月	6,890kw	148,876	7,500kw	156,560	15,916kw	459,843	13,112kw	323,296
	9月	11,183kw	227,402	15,366kw	303,043	15,412kw	468,088	13,167kw	308,235
	10月	16,279kw	306,689	10,002kw	211,329	10,138kw	338,161	11,056kw	279,038
	11月	11,152kw	210,547	8,153kw	180,055	3,456kw	148,384	3,292kw	113,225
	12月	3,474kw	79,360	4,427kw	107,713	3,715kw	163,827	3,653kw	120,410
	1月	3,613kw	80,127	4,051kw	102,589	4,014kw	177,333	3,999kw	128,313
	2月	4,308kw	89,443	4,277kw	109,080	5,916kw	218,491	6,031kw	171,224
	3月	5,420kw	105,498	5,682kw	143,130	4,473kw	170,944	4,878kw	150,275
	計	67,563kw	1,402,234	76,238kw	1,669,230	86,235kw	2,884,660	76,774kw	2,197,301
ガ	4月	2m ³	697	5m ³	2,095				
	5月	3m ³	1,305	3m ³	1,700				
	6月	3m ³	1,716	4m ³	1,900				
	7月	3m ³	1,715	3m ³	1,695				
	8月	4m ³	1,918	4m ³	1,907				
	9月	3m ³	1,707	3m ³	772				
	10月	3m ³	1,696						
	11月	5m ³	2,067						
	12月	3m ³	1,667						
	1月	3m ³	1,659						
	2月	4m ³	1,849						
	3月	7m ³	3,543						
	計	43m ³	21,539	22m ³	10,069	0m ³	0	0m ³	0
水	4月	13m ³	7,700	44m ³	13,712	61m ³	18,017	94m ³	26,498
	6月	83m ³	23,671	107m ³	29,874	118m ³	32,756	166m ³	45,332
	8月	174m ³	47,428	128m ³	35,376	186m ³	50,572	196m ³	53,192
	10月	51m ³	15,483	74m ³	21,358	104m ³	29,088	112m ³	31,184
	12月	62m ³	18,274	78m ³	22,386	106m ³	29,612	98m ³	27,526
	2月	57m ³	17,001	56m ³	16,748	94m ³	26,498	91m ³	25,727
	計	440m ³	129,557	487m ³	139,454	669m ³	186,543	757m ³	209,459
重油	12月			1,600ℓ	147,840				
	1月	500ℓ	34,100	1,400ℓ	135,520	1,500ℓ	140,415		
	2月	2,700ℓ	190,080	1,600ℓ	147,840	1,700ℓ	157,080	1,700ℓ	165,495
	3月	2,700ℓ	207,735	1,400ℓ	160,710	3,200ℓ	289,872	3,100ℓ	297,902
	計	5,900ℓ	431,915	6,000ℓ	591,910	6,400ℓ	587,367	4,800ℓ	463,397
合計		1,985,245		2,410,663		3,658,570		2,870,157	

(注1) 初年度のR2.4は前指定管理者と負担額を調整

○静岡労政会館

区 分	2年度		3年度		4年度		5年度		
	使用量	支払額(円)	使用量	支払額(円)	使用量	支払額(円)	使用量	支払額(円)	
電 気	4月		15,510kw	253,490	14,525kw	331,006	14,006kw	298,388	
	5月	19,607kw	392,612	12,899kw	234,793	12,023kw	315,258	12,134kw	360,719
	6月	28,097kw	494,672	18,998kw	303,268	20,703kw	461,539	17,985kw	417,690
	7月	34,099kw	582,589	21,800kw	338,873	21,890kw	509,337	19,620kw	415,410
	8月	40,622kw	688,789	23,143kw	367,609	22,129kw	546,575	22,165kw	424,211
	9月	39,077kw	660,220	20,427kw	345,044	16,549kw	458,269	21,630kw	395,403
	10月	39,063kw	639,747	19,886kw	340,594	23,052kw	622,904	21,324kw	416,108
	11月	32,793kw	524,733	20,545kw	361,060	18,977kw	563,464	20,225kw	386,792
	12月	28,221kw	462,706	14,645kw	280,558	14,336kw	476,068	15,291kw	315,328
	1月	28,966kw	460,734	14,652kw	290,422	13,689kw	477,433	14,306kw	301,452
	2月	36,721kw	532,747	16,759kw	341,117	17,138kw	515,765	16,940kw	342,887
	3月	29,455kw	476,964	15,532kw	338,143	12,552kw	847,544	14,006kw	298,388
	計	356,721kw	5,916,513	214,796kw	3,794,971	207,563kw	6,125,162	209,632kw	4,372,776
ガ ス	4月	38m ³	41,524	210m ³	46,923	496m ³	77,484	6m ³	29,083
	5月	189m ³	72,099	293m ³	47,783	292m ³	62,975	316m ³	60,380
	6月	1,779m ³	178,180	1,622m ³	129,152	1,973m ³	176,206	1,438m ³	165,125
	7月	2,838m ³	247,593	2,399m ³	176,728	3,069m ³	348,720	2,833m ³	266,860
	8月	5,181m ³	398,969	3,406m ³	232,789	3,671m ³	422,235	3,665m ³	303,001
	9月	5,127m ³	384,499	2,326m ³	175,664	3,640m ³	434,954	3,475m ³	268,758
	10月	2,340m ³	199,730	1,851m ³	153,078	1,642m ³	223,728	1,824m ³	179,150
	11月	1,005m ³	66,253	585m ³	79,645	253m ³	66,349	767m ³	91,941
	12月	1,167m ³	190,981	719m ³	134,071	455m ³	119,353	555m ³	108,113
	1月	3,065m ³	487,669	1,412m ³	265,712	1,175m ³	313,063	1,054m ³	205,743
	2月	2,802m ³	450,879	1,501m ³	295,696	1,491m ³	350,973	1,232m ³	242,482
	3月	1,936m ³	316,272	1,336m ³	273,490	704m ³	160,960	900m ³	181,178
	計	27,467m ³	3,034,648	17,661m ³	2,010,731	18,861m ³	2,757,000	18,065m ³	2,101,814
水 道	4月			202m ³	80,140	146m ³	57,647	153m ³	60,061
	6月	263m ³	98,300	179m ³	71,423	173m ³	68,314	325m ³	132,258
	8月	514m ³	202,540	339m ³	138,486	343m ³	140,030	361m ³	147,057
	10月	699m ³	280,480	281m ³	113,625	406m ³	166,093	221m ³	87,881
	12月	377m ³	150,373	222m ³	88,276	210m ³	83,751	158m ³	61,985
	2月	234m ³	148,326	201m ³	79,887	483m ³	191,068	210m ³	81,860
	計	2,087m ³	880,019	1,425m ³	571,837	1,762m ³	706,903	1,427m ³	571,102
重 油	1月							200ℓ	28,600
	計							200ℓ	28,600
合計		9,831,180		6,377,539		9,589,065		7,074,292	

(注1) 初年度のR2.4は前指定管理者と負担額を調整

○浜松労政会館

区 分	2年度		3年度		4年度		5年度		
	使用量	支払額(円)	使用量	支払額(円)	使用量	支払額(円)	使用量	支払額(円)	
電 気 (専 有 部 分)	4月	1,194kw	51,778	1,117kw	45,924	1,125kw	51,940	985kw	52,962
	5月	878kw	43,238	1,179kw	47,052	1,082kw	50,339	1,124kw	52,472
	6月	1,307kw	54,643	1,140kw	46,768	1,040kw	50,037	1,157kw	51,141
	7月	1,871kw	68,440	1,255kw	49,150	1,161kw	56,831	1,201kw	51,191
	8月	1,646kw	60,835	1,028kw	44,485	1,046kw	53,198	1,025kw	46,836
	9月	1,777kw	62,687	981kw	44,327	1,072kw	55,530	1,088kw	49,547
	10月	2,124kw	63,537	1,193kw	47,230	1,181kw	59,801	1,223kw	51,022
	11月	1,795kw	58,155	1,703kw	49,107	1,227kw	63,713	1,185kw	52,235
	12月	1,484kw	52,067	1,168kw	49,944	1,054kw	59,824	1,146kw	51,632
	1月	1,255kw	47,547	1,065kw	47,697	1,141kw	58,424	1,140kw	52,608
	2月	1,156kw	44,762	559kw	47,934	1,050kw	54,807	1,109kw	49,571
	3月	1,098kw	43,102	834kw	44,007	866kw	47,158	890kw	45,937
	計	17,585kw	650,791	13,222kw	563,625	13,045kw	661,602	13,273kw	607,154

(注2) 共用部分電気料及び水道料は、負担金として浜松商工会議所に支払い

〈参考6〉 積算参考資料⑥ 修繕実績一覧

○主な修繕

年度	会館	内 容	金額(円)
2	沼津	冷却水ポンプチャッキ弁取替修理	91,300
		冷却水ポンプ水漏れ修繕	51,700
		監視カメラモニター取替	33,000
		ブラインド紐修理	6,600
		消防設備修繕	124,300
		合 計	306,900
	静岡	6階ホール用空調機Vベルト交換	27,500
		5階女子トイレSK・手洗い詰り除去作業	55,000
		トイレ改修工事負担分	84,263
		5階展示室窓修理	8,800
		外灯ポール修繕工事	99,000
		ダストカート販売及び撤去	194,700
		地下受水槽漏電ブレーカー及びリレー交換作業	60,610
		4、5、6階 窓修理	28,600
		6階男子トイレ小便器配管修繕工事	286,682
		AC-4、AC-5加湿器修理作業	78,540
		駐車場監視室撤去工事	163,900
		連結送水管耐圧検査	187,000
		5階第2研修室換気送風機取替	269,720
		屋上補給水槽逆止弁取替工事	88,000
		5階展示室、第3会議室防音工事	299,200
5階第1研修室防音工事		284,350	
5階第2研修室防音工事		284,350	
5階展示室LED蛍光灯照明改修工事(第1工区)		268,180	
5階展示室LED蛍光灯照明改修工事(第2工区)		268,180	
5階展示室、第3会議室LED蛍光灯照明改修工事(第3工区)		268,180	
5階第1研修室LED蛍光灯照明改修工事(第4工区)	231,440		
5階第1研修室LED蛍光灯照明改修工事(第5工区)	231,440		
合 計	3,767,635		
3	沼津	冷温水ポンプ取替	177,100
		ブラインド紐交換修理(第2会議室)	8,800
		オイルポンプモーター修理	49,500
		冷却水配管Y型ストレーナー交換	128,700
		2階エアハンドリングユニット電動機軸受取替	88,000
		非常照明器具交換(2階廊下)	46,530
		合 計	498,630
	静岡	6階ホール漏水屋上調査	94,160
		4階事務室受付ガラス工事	33,000
		事務室・会議室安定器取替工事	88,000
		遠隔操作セキュリティ機器の増設	14,630
		6階ホール音響設備(デジタルミキシングエンジン)修繕工事	66,110
		6階喫煙室入口ドア丁番移設工事、6階ロビー東面窓ガラスグレモン錠取替	41,690
		7階空調機械室冷却水配管漏水修繕工事	53,900
		5階第1研修室及び地下中央監視室照明器具安定器取替工事	18,150
		7階電気室配電盤漏電リレー回路機器取替工事	22,000
		エレベーターバッテリー交換	186,890
		地下中央監視室自律分散制御装置(電気分)修繕工事	272,800
		7階吸収冷温水機(R2)燃焼部品交換工事	297,000
		7階吸収冷温水機断水リレー回路交換工事	286,000
		光電話移行作業費	18,810
合 計	1,493,140		

年度	会館	内 容	金額(円)
4	沼津	ホール暗幕取替	99,550
		2、3階エアハンドリングユニット熱交換器薬品洗浄等	181,500
		ブラインド紐交換修理(第1、第2会議室)	25,300
		空調器チラーユニット冷媒漏れ調査	92,400
		呼水槽内部塗装	93,500
		暖房用ボイラー修繕工事	107,800
		光電話移行作業費	20,680
		合 計	620,730
	静岡	4、5階会議室等錠前取替工事	25,300
		地下空調用給水ポンプオーバーホール工事	124,300
		屋上冷却塔ボールタップ交換工事	65,010
		屋上冷却塔給水バルブ交換工事	92,840
		エレベーターかごVベルト交換工事	39,490
		6階多目的トイレ改修工事	153,450
		屋上雨どい排水溝清掃工事	82,500
		地下1階給水ポンプフート弁交換工事	44,000
		6階ホール蛍光管等交換工事	266,200
		7階電気室作動式スポット感知器修繕工事	27,500
		地下1階ポンプ室給水ポンプユニット修繕工事	97,790
			合 計
5		沼津	チラーユニット復旧作業
	第2、3会議室ドアクローザー交換		32,120
	自動ドア錠前修理		46,200
	チラーユニット冷媒ガス回収		44,000
	3階男子トイレ小便器水漏れ修理		14,905
	ブラインド紐修理(第3会議室・事務室)		16,500
	ボイラ噴射ノズル交換修理		33,000
			合 計
	静岡	非常用誘導灯バッテリー交換工事(5階西側非常階段前)	38,500
		4階給湯器の撤去工事	27,500
		1階南側オートロックの修理	12,100
		7階雨水管漏水修繕他	37,950
		4階事務所LED照明等への取替工事	231,000
		5階第2会議室錠前の修理・交換	11,000
		6階機械室入口ドアの折れ鍵抜き修理	13,200
		4、5、6階排煙窓修繕工事	110,000
		4階給湯器の撤去工事	27,500
		西側非常階段3、4階踊り場点検口工事	30,250
		7階空調機械室のガス漏れ検知器の交換工事	34,320
		屋上雨樋、排水口清掃	82,500
	合 計	655,820	

(注) 指定管理者が実施する修繕は、1件当たり30万円未満